

○ 仙台市有料老人ホームの届出，報告等に関する事務取扱要綱

(令和3年12月17日健康福祉局長決裁)

第1 総則

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項，第2項及び第3項の規定による届出，同条第11項の規定による報告等については，法，老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び仙台市有料老人ホーム設置運営指導指針（令和3年6月29日健康福祉局長決裁。以下「指針」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は，法，省令，指針において使用する用語の例による。

2 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置予定者 市内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (2) 設置者 市内に有料老人ホームを設置し，運営している者をいう。

(設置予定者等の責務)

第3条 設置予定者及び設置者は，法，省令，指針及びこの要綱の規定を誠実に遵守するものとする。

第2 事前相談等

(事前相談)

第4条 設置予定者は，市内に有料老人ホームを設置しようとするときは，あらかじめ市長に相談を行うものとする。

2 市長は，設置予定者から前項の規定による相談を受けたときは，事前申出，事前協議，設置届出等，有料老人ホームの設置に係る必要な手続について説明するほか，有料老人ホームの設置及び運営に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(事前申出)

第5条 設置予定者は，有料老人ホームの設置に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は同条第2項の許可，同法第43条第1項の許可又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認（以下「開発許可等」という。）の申請を行う前に，当該有料老人ホームの設置に係る計画（以下「設置計画」という。）の概要等について市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出は，「有料老人ホーム設置計画事前申出書（様式第1号）」（次条第1項において「事前申出書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

(事前協議)

第6条 設置予定者は，事前申出書の提出後，市長から事前協議を行う旨の連絡を受けた場合には，有料老人ホームの設置に係る開発許可等の申請を行う前に，設置計画の詳細等について市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は，「有料老人ホーム設置計画事前協議書（様式第2号）」（次項において「事前協議書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は，事前協議書の内容を審査した結果，設置計画が指針の規定に適合していると認めるときは，「有料老人ホーム設置計画事前協議済書（様式第3号）」（次項及び次条において「事前協

議済書」という。)を設置予定者に交付するものとする。

4 設置予定者は、事前協議済書を受領した後に、開発許可等の申請を行うものとする。

(市街化調整区域における事前協議)

第7条 市長は、設置予定者のうち、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域において有料老人ホームを設置しようとする者に事前協議済書を交付する場合は、あらかじめ設置計画が都市計画法第34条第14号の開発行為に該当するかどうかを確認するものとする。

第3 設置届出等

(設置届出)

第8条 法第29条第1項の規定による届出は、第5項に規定するもののほか、「有料老人ホーム設置届(様式第4-1号)」を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出は、開発許可等を受けた後、速やかに行わなければならない。

3 市長は、第1項の届出を受領したときは、「有料老人ホーム設置届受理書(様式第5-1号)」(次項において「設置届受理書」という。)を設置予定者に交付するものとする。

4 設置予定者は、設置届受理書を受領した後に、入居者の募集を行うものとする。

5 設置者のうち法第29条第1項の規定による届出を行っていない者が有料老人ホームの設置後に行う同項の規定による届出は、「有料老人ホーム設置届(様式第4-2号)」を市長に提出することにより行うものとする。

6 市長は、前項の届出を受領したときは、「有料老人ホーム設置届受理書(様式第5-2号)」を設置者に交付するものとする。

(工事着手届)

第9条 設置予定者は、有料老人ホームの設置に係る工事に着手するときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、「有料老人ホーム建設工事着手届(様式第6号)」を市長に提出することにより行うものとする。

(事業開始届等)

第10条 設置者は、有料老人ホームを設置し、運営を開始したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、「有料老人ホーム事業開始届(様式第7-1号)」(第5項において「事業開始届」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

3 有料老人ホームの事業を休止した設置者は、当該有料老人ホームの運営を再開したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、「有料老人ホーム事業再開届(様式第7-2号)」(次項において「事業再開届」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

5 事業開始届及び事業再開届には、「重要事項説明書(様式第8号)」(第12条において「重要事項説明書」という。)を添付するものとする。

(変更届等)

第11条 法第29条第2項の規定による届出は、「有料老人ホーム事業変更届(様式第9号)」(第3項において「事業変更届」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

2 法第29条第3項の規定による届出は、「有料老人ホーム事業廃止(休止)届(様式第10号)」(次項において「事業廃止(休止)届」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

3 事業変更届及び事業廃止（休止）届には、市長が別に定める書類を添付するものとする。

第4 設置後の報告等

（定期報告）

第12条 法第29条第11項の規定による有料老人ホーム情報の報告は、毎年7月1日現在の重要事項説明書を、市長が別に定める日までに市長に提出することにより行うものとする。

2 重要事項説明書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表（他業を営んでいる場合及び親会社がある場合にあつては、当該他業及び親会社に係るものを含む。）
- (2) 運営懇談会開催状況報告書（様式第11号）
- (3) 有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第12号）
- (4) その他市長が指定する書類

（随時報告）

第13条 設置者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより、速やかに市長に報告を行うものとする。

- (1) 法第29条第2項の規定による届出の対象となる変更事項のうち、次に掲げるものを変更しようとする場合 計画段階での事前相談
 - ア 施設の名称及び所在地
 - イ 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - ウ 入居定員及び居室数
 - (2) 法第29条第3項の規定による届出の対象となる事業の廃止又は休止 計画段階での事前相談
 - (3) 施設において重大な事故が発生した場合 電話による第一報及び当該事故等の発生後概ね10日以内における「事故報告書（様式第13号）」の提出
 - (4) その他報告が必要と思われる事象が発生したとき 電話による第一報（市長が必要と認める場合にあつては、電話による第一報及び市長が別に指定する方法による報告）
- 2 前項に規定するもののほか、市長は、設置者に対し、必要に応じて、有料老人ホームの運営状況等の報告を求めることができる。

第5 雑則

（集団指導）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、設置者等（設置者及び当該設置者が設置し、運営する有料老人ホームの施設長等をいう。次項及び第3項において同じ。）に対して、有料老人ホームの設置及び運営に係る法、省令、指針及びこの要綱の取扱いその他市長が必要と認める事項についての講習等の方法による指導（次項及び第3項において「集団指導」という。）を行うものとする。

2 集団指導に際しては、文書であらかじめ、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を設置者等に通知するものとする。

3 市長は、集団指導に欠席した設置者等がいる場合は、当該設置者等に対して、集団指導の当日に使用した資料の送付等の情報提供を行うとともに、必要に応じて、当該設置者の有料老人ホームに対する立入調査等による指導等を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの届出、報告等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年12月17日から実施する。

(仙台市有料老人ホーム設置運営指導要綱の廃止)

2 仙台市有料老人ホーム設置運営指導要綱(平成18年7月19日健康福祉局長決裁)は、廃止する。